

岩手県医療局告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る収入金（利用料に限る。）の指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年5月19日

岩手県医療局長 小原重幸

指定納付受託者		指定年月日
名称	住所又は事務所の所在地	
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中央通一丁目2番3号	令和5年3月31日
株式会社東北ジェーシービーカード	盛岡市本宮一丁目6番8号	〃